

## 名前の「自己決定権」の危うさ

——「静岡本名裁判」雑感——

山根 俊彦\*

2015年12月16日、「夫婦別姓訴訟」の最高裁判決は、「夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということとはできない。したがって、本件規定は、憲法14条1項に違反するものではない」と結論づけた。つまり、96%の夫婦が婚姻後夫の姓を選んでいても、二人で相談して決めた結果であるから、憲法の平等規定には違反しない、というものである。

婚姻にあたり、96%が夫の姓を選んでいる現状を「自由な選択の結果の自己決定である」と考える人がどれだけいるだろうか。家制度や男性中心主義の歴史的社会的影響が96%という数字に表れていると考えるのが妥当であろう。最高裁は一方で、「もっとも、氏を選択に関し、これまでは夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めている状況にあることに鑑みると、この現状が、夫婦となろうとする者双方の真に自由な選択の結果によるものかについて留意が求められるところであり、仮に、社会に存する差別的な意識や慣習による影響があるのであれば、その影響を排除して夫婦間に実質的な平等が保たれるように図ることは、憲法14条1項の趣旨に沿うものであるといえる」とも言っていて、

---

\*横浜国立大学都市イノベーション学府博士課程、横浜清陵総合高校、横浜国立大学非常勤講師

最高裁自ら、差別的な意識や慣習が96%の選択に影響していることを認めている。

同様に、在日コリアン、特にオールドカマーの在日コリアンの圧倒的多数が通称名（日本名）を名乗って生活していることについて、「自由な選択の結果」の自己決定であると考えるのは問題であろう。創氏改名以来の歴史的経緯や日本社会の根強い差別を抜きにして、通称名を名乗っていることが「自由な自己決定」であると考えるのは無理がある。

しかし、「静岡本名裁判」における静岡地裁判決（2015年4月24日）は、「日常生活において韓国名を使用するか、日本名を使用するかという問題は、極めて当該個人の内心、自己決定に関わる事項で、それ自体、自己決定権の一内容を形成する」とし、「他者がそれを無視して自己の価値観を押し付ける形で他方の氏の使用を強制した場合、あるいは強制に至らないとしても著しく不快感を与える態様で他方の氏を推奨したような場合は、自己決定権を違法に侵害するものとして、不法行為となる場合がある」として、原告勝訴の判決を下したのである。この判決は、歴史的社会的な経緯や現実を無視して、本名（民族名）と通称名（日本名）のどちらにするかの決定を、「自由に選択した自己決定」としている点で多いに問題がある。

1970年代から、学校現場では、全国在日朝鮮人教育研究協議会（略称全朝教）に集う教師を中心に「本名を呼び名乗る」運動や取り組みが行われてきた。在日コリアンの子どもたちや保護者からは「本名名乗ったらいじめられるからいやだ」「本名を名乗るなんてとんでもない」と抵抗されることが多かった。それでも教師たちは、日本社会の差別に屈して、ルーツを隠し、本名を隠して日本人のふりをして生きていくのではなく、在日コリアンとして本名を名乗り堂々と生きていこうと働きかけてきた。また、自治体の中にも、本名を名乗ることを推奨したり、本名を名乗れる環境作りをしていくための教育基本方針を制定する所も出てきた。それから10年、20年たって、本名（民族名）を名乗る子どもたちは、徐々にではあるが増加してきた。

もし、この判決のように、「著しく不快感を与える態様で他方の氏を推奨したような場合は不法行為になる場合がある」というなら、「本名を呼び名乗る」取り組みはできなくなる。

社会の差別に負けずに生きていこう、と呼びかけることは、当然ながら自分を隠さず、本名（民族名）を名乗って生きていくことを奨めることになる。差別を恐れ通称名で生きてきた子どもたちは、このような取り組みを、最初は不快に思うことがあっても、後になって「本名を名乗ってよかった」と評価することが多い。それが「不法行為」なのか。

ここで問題なのは「自己決定」「自己決定権」という言葉である。一見正当にみえるこの「自己決定」であるが、この言葉の意味を疑ってみる必要がある。婚姻の時、96%の女性が夫の姓に変更しているのは、たしかに最終的には自分で決めた「自己決定」かもしれないが、「自由に選択した自己決定」であるかは疑わしい。本当はこれまでの姓を使い続けたかったが、社会的な圧力の中で、仕方なく夫の姓に変えている女性は多いはずだ。在日コリアンの場合も、本名（民族名）を名乗りたくても、本名ではいじめられる、本名では商売ができない、本名では雇わないと会社に言われるなどの現実の壁のなかで、通称名を強いられていることが多い。つまりこれは、「自由な選択」でも「自己決定」でもなく、最初から選択肢がない、あっても一方に大きなハンディがあつての選択になっている「強いられた選択」ということだ。これを「自己決定」「自己決定権」というのはまやかしかでない。

崔昌華牧師による「NHK 日本語読み訴訟」で最高裁が「氏名は人格権の一部」と認め（1988年2月16日）、その判決が、夫婦別姓訴訟でも静岡地裁判決でも引用されているが、強いられた選択の中で「自己決定」することが人格権なのではなく、本名（民族名）を名乗ることが不利にならない社会にしていくことが、名前の人格権を尊重するというのではないだろうか。

「本名を呼び名乗る」運動は、日本人と在日コリアンの関係性を変える取り組みであった。「本名を呼ぶ」というのは、日本人の子どもたちや教師が、在

日コリアンの子どもの本名を呼ぶ関係を作り、その中で在日コリアンの子どもが本名を名乗っていけるようにしようという、差別—被差別の関係性の変革の取り組みであった。一方的に本名を名乗らせるという運動ではない。

静岡地裁判決は、本人が選んだ名前だからそれを尊重しましょうと、「自己決定権」という美名の下で、日本社会の差別を隠蔽し、現状を変えようと努力しようとしている取り組みに水を差すことになる危うい内容ではないかと危惧している。